

## ○飯山市食の町屋条例

平成26年12月26日条例第27号

### 飯山市食の町屋条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、飯山市食の町屋（以下「食の町屋」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 寺町の趣を生かした施設において地域食材を活用した食事を提供することにより、地域の魅力の向上及び観光の振興を図り、もって市街地の活性化を図るため、食の町屋を設置する。

#### (名称及び位置)

第3条 食の町屋の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯山市食の町屋	飯山市大字飯山3052番地

#### (指定管理者による管理)

第4条 食の町屋の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

#### (指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 食の町屋の利用又は利用の制限に関する業務
- (2) 食事の提供に関する業務
- (3) 観光案内に関する業務
- (4) 食の町屋の施設、設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、食の町屋の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

#### (開館時間)

第6条 食の町屋の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

#### (行為の禁止)

第7条 食の町屋においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれのある行為
  - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とする行為
  - (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある行為
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、食の町屋の管理上支障を及ぼすおそれのある行為
- (利用の制限)

第8条 指定管理者は、食の町屋に入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、退館を命ずることができる。この場合において、生じた損害に対しては、指定管理者はその責めを負わない。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、食の町屋の管理上支障があるとき。
- (入館料)

第9条 食の町屋の入館料は、無料とする。

(損傷等の届出)

第10条 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第11条 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年2月規則第2号で、同27年4月10日から施行)